

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員  
監査公表一件

## 福島県監査委員

### 監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成25年11月22日

福島県監査委員 小 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 監査実施期間 平成25年9月4日～平成25年10月18日
- 監査対象機関 本庁15箇所、公所15箇所
- 監査の結果  
監査は、平成24会計年度の財務に関する事務（北海道事務所は平成23会計年度及び平成24会計年度の財務に関する事務）について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成25年10月18日	三村 博昭 美馬武千代	実地監査	平成25年9月9日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・委託料の支出負担行為について、変更契約を締結するときに出納機関の確認を受けていないものがある。（知事公室）

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
				平成25年8月19日

総務部	平成25年9月18日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	～ 平成25年8月23日
県北地方振興局	平成25年9月11日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年8月1日 平成25年8月2日
県中地方振興局	平成25年9月9日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年7月30日 平成25年7月31日
県南地方振興局	平成25年9月10日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月23日 平成25年7月24日
会津地方振興局	平成25年9月5日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年7月23日 平成25年7月24日
南会津地方振興局	平成25年9月6日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年7月24日 平成25年7月25日
いわき地方振興局	平成25年9月12日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月30日 平成25年7月31日
北海道事務所	平成25年9月11日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年6月21日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・住民税の取扱いに著しく適切でないものがある。

「事実」

退職・休職等した職員の住民税の異動届け未提出（70件11,377,500円）及びデータ入力誤り等により誤納付（73件4,334,400円）が発生し、担当職員がその一部を自費で立替えて支払っていた。

「是正・改善等の意見」

住民税の取扱いに当たっては、職員に制度内容等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。（人事総室）

- ・県民税利子割交付金、県民税配当割交付金、県民税株式等譲渡所得割交付金の市町村交付に著しく適切でないものがある。

「事実」

県民税利子割交付金、県民税配当割交付金、県民税株式等譲渡所得割交付金について、年度間調整漏れがあり、結果として、本来市町村に交付すべき額に対し、総額で18,835,876円の交付不足となった。

「是正・改善等の意見」

県民税に係る市町村への交付金の算定に当たっては、職員に制度内容等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。（財務総室）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・計量法の規定による有効期間を経過した水道子メーターの確認・交換を怠り、計量検定所から改善を求められた後に交換している。（文書管財総室）
- ・私立幼稚園心身障がい児教育費補助金と私立学校運営費補助金（一般補助）の対象経費は重複できないとされているにもかかわらず、人件費等の一部で重複申請が行われ、そのまま補助対象経費として認めている。（文書管財総室）

- ・庁舎管理業務委託について、請求の時点では実施されていなかった防鼠防虫業務の履行確認を行わないまま請求額全額を支出している月がある。（県北地方振興局）

- ・公舎解体工事において、基礎等の埋没部の撤去が確認できないにもかかわらず、検査で合格とし、請負代金を支払っている。（会津地方振興局）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (3) 企画調整部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
企画調整部	平成25年9月13日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年8月19日 ～ 平成25年8月28日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・補助事業の事業費確定に伴い減額交付（補助金の返納）となった2事業において、補助金額の全額を概算払いしているにもかかわらず、事業進捗等における状況報告及び確認を十分に行わなかったことや当該事業費確定が遅延したため、事業完了年度内に補助金が返納されていない。（文化スポーツ局）
- ・消費税免税業者との単独随意契約における予定価格の設定について、消費税及び地方消費税の額は、課税取引のみを基礎として算出すべきところ、相手方が課税事業者か免税事業者かの確認をしないまま、非課税又は不課税取引を含めた全体額に税率を乗じて算出している。（文化スポーツ局）

## (4) 生活環境部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
生活環境部	平成25年10月17日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年9月9日 ～ 平成25年9月13日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時及び変更交付決定時に納入機関の確認を受けていないものがある。（環境保全総室）

## (5) 保健福祉部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
保健福祉部	平成25年9月19日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年8月19日 ～ 平成25年8月29日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・レントゲン装置の廃棄に当たり、不用の決定をしないまま廃棄している。（保健福祉総室）
- ・平成22年度における業務委託について、履行確認検査が終了しているにもかかわらず、契約保証金の一部が還付されていない。（生活福祉総室）
- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時に納入機関の確認を受けていないものがある。（生活福祉総室）
- ・寄付金（11件1,017,658円）に係る収入調定事務を財務会計システムで行う際に、誤って二重にデータを送信し、その後において調定、収入状況等の確認を適切に行わなかったために誤りを発見できず、調定額が過大となっている。（自立支援総室）
- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時に納入機関の確認を受けていないものがある。（健康衛生総室）
- ・衛生手数料において、証紙収入報告に誤りがあり、27件103,500円の過小報告となっている。また、食品衛生手数料において、証紙収入報告に誤りがあり、1件9,800円の過小報告となっている。（健康衛生総室）

## (6) 商工労働部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
---------	-----------	-------------	--	---------	---------------

商工労働部	平成25年9月20日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成25年8月27日 ～ 平成25年8月29日
-------	------------	-------	-------	------	-------------------------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 農林水産部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
農林水産部	平成25年9月17日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年8月19日 ～ 平成25年8月29日
県中農林事務所	平成25年9月4日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年7月11日 平成25年7月12日
会津農林事務所	平成25年9月5日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年6月20日 平成25年6月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・業務委託について、契約を締結するときに出納機関の確認を受けていないものがある。(生産流通総室)
- ・業務委託について、契約を締結するときに出納機関の確認を受けていないものがある。(森林林業総室)
- ・翁島県有林内に設置されている電力柱18本、支柱14本、電信柱11本、支柱6本について、貸付手続を行わないまま使用させていた。(森林林業総室)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
土木部	平成25年10月11日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年9月10日 ～ 平成25年9月19日
県北建設事務所	平成25年9月9日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月16日 平成25年7月17日
県中建設事務所	平成25年9月9日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成25年7月9日 平成25年7月10日
いわき建設事務所	平成25年9月12日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月2日 平成25年7月3日
小名浜港湾建設事務所	平成25年9月11日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月4日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・平成23年9月に発注し、同年9月及び11月に受領した物品について、当該年度内に支払が完了せず、平成25年2月に過年度支出している。(企画技術総室)
- ・河川敷占用料について、納付交渉の不足等により、641,000円の収入未済がある。また、道路敷占用料について、平成25年3月に不納欠損登録を行った平成18年度分2件について占用状態が継続しているにもかかわらず、道路法に基づく申請指導が不十分である。(県北建設事務所)

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第11条に該当するにもかかわらず、同法で規定する当該工事に着手する旨の通知を行っていないものがある。(県北建設事務所)
- ・ 河川法占用許可未申請物件の解消に向けた事務処理の遅延により、未申請物件が1,278件ある。(県中建設事務所)
- ・ 県営住宅使用料の現年度分徴収率が県平均を下回り、かつ、前年度を下回っている。(県中建設事務所)
- ・ 福島県土木部工事監督員執務要綱に定める工事の段階検査について、原則臨場により確認すべきところ、机上で確認しているものや確認していない工種がある。(県中建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	平成25年10月18日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年9月18日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成25年10月18日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年9月9日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成25年10月15日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年9月10日 ～ 平成25年9月18日
県北教育事務所	平成25年9月9日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月2日
県南教育事務所	平成25年9月10日	亀岡 義尚	尾形 克彦	実地監査	平成25年7月11日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

## 指摘事項

- ・ 旅費の支給に適切でないものがある。

## 「事実」

文化財レスキュー事業のため出張した博物館職員Aほか7名に対し、文化財課が支弁すべき旅費13件が二重に支給されている。

正当支給額 138,450円

既支給額 276,900円

過支給額 138,450円

## 「是正・改善等の意見」

旅費の支給に当たっては、職員に支給事務手続等を十分確認させるとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

(文化財課)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

## 指導事項

- ・ 補助金の支出負担行為について、交付決定時に出納機関の確認を受けていないものがある。(財務課)
- ・ 給料等の過払い支給分について、徴収事務を適切かつ十分に行わなかったた

- め、収入未済が解消されず、消滅時効となっている。(財務課)
- ・業務委託について、契約を締結するときに出納機関の確認を受けていないものがある。(社会教育課)
  - ・旅行終了から3か月以上経過して支払われている旅費が227件ある。(義務教育課)
  - ・補助金の支出負担行為について、交付決定時に出納機関の確認を受けていないものがある。(健康教育課)
  - ・報償費及び旅費の支払いにおいて、事業の終了から3か月以上経過して支払われているものがある。(健康教育課)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (12) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成25年10月16日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年9月9日 ～ 平成25年9月17日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。  
指導事項

- ・建物譲渡に係る代金(280,000円)を雑入で収入した後、補正予算で不動産売払収入を計上したにもかかわらず、当該収入金の科目更正を行っていない。(警務部)
- ・業務委託の単価契約を締結するに当たり、単価に予定数量を乗じて得た金額の合計が1,000万円を超えているにもかかわらず、出納機関に協議していない。(警務部)
- ・警察許可等手数料について、警察署からの証紙収入報告を集計する際に誤りがあり、12,330円の過小報告となっている。(生活安全部)

## (13) 監査委員

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成25年10月18日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年9月19日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成25年10月18日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成25年9月19日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

## (15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成25年10月17日	青木 稔	尾形 克彦	実地監査	平成25年9月19日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

## 監査公表第23号

平成25年9月20日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成 25 年 11 月 22 日

福島県監査委員 小 松 山 善 継  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 25病第619号  
 平成25年10月10日

福島県監査委員 青 木 稔  
 福島県監査委員 三 村 博 昭  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 尾 形 克 彦  
 様

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一 回

定期監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成25年9月4日付け25福監第110号で報告のあった県立病院事業に関する定期監査の結果について、地方自治法第199条第12項の規定により措置状況を別紙のとおり通知します。

(別紙)

## 定期監査結果に関する措置状況

指 摘 事 項	措 置 の 状 況
<p>矢吹病院</p> <p>「指摘事項」          預り金の経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          預り金（源泉徴収所得税）について、適切な処理がなされていないものがある。          未納付分 1,372,897円          過納付分 1,873円</p> <p>「是正・改善等の意見」          預り金の経理に当たっては関係規程に基づき適正に行うとともに、組織としての内部牽制が適切に行われるようチェック体制の強化を図ること。</p>	<p>預り金（源泉徴収所得税）の未納付分等については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1 未納付分 1,372,897円          (1) 福島税務署（職員業務課経由）申告納付          7,927円（平成25年7月19日）          (2) 白河税務署申告納付          40,530円（平成25年7月8日）          (3) 時効到来分の収益計上          1,324,440円（平成25年9月19日）</p> <p>2 過納付分 1,873円          (1) 福島税務署（職員業務課経由）還付請求          1,327円（平成25年7月19日）          (2) 白河税務署還付請求          546円（平成25年7月8日）</p> <p>今後は、チェック体制の強化や月末における未精算額の内容確認などにより再発防止を図るとともに、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>会津総合病院</p> <p>「指摘事項」          預り金の経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」          預り金（源泉徴収所得税）について、適切な処理がなされていないものがある。          未納付分 1,414,240円          過納付分 1,902,230円</p>	<p>預り金（源泉徴収所得税）の未納付分等については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1 未納付分 1,414,240円          (1) 福島税務署（職員業務課経由）申告納付          1,412,600円（平成25年7月19日）          (2) 会津若松税務署申告納付</p>

<p>「是正・改善等の意見」      預り金の経理に当たっては関係規程に基づき適正に行うとともに、組織としての内部牽制が適切に行われるようチェック体制の強化を図ること。</p>	<p>1,640円（平成25年7月8日）      2 過納付分 1,902,230円      (1) 会津若松税務署還付請求      1,902,230円（平成25年6月27日）</p> <p>今後は、チェック体制の強化や月末における未精算額の内容確認などにより再発防止を図るとともに、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>南会津病院</p> <p>「指摘事項」      預り金の経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」      預り金（源泉徴収所得税）について、適切な処理がなされていないものがある。      未納付分 454,429円      過納付分 12,784円      本人未還付分 3,210円</p> <p>「是正・改善等の意見」      預り金の経理に当たっては関係規程に基づき適正に行うとともに、組織としての内部牽制が適切に行われるようチェック体制の強化を図ること。</p>	<p>預り金（源泉徴収所得税）の未納付分等については、次のとおり事務処理を行いました。</p> <p>1 未納付分 454,429円      (1) 福島税務署（職員業務課経由）申告納付      421,544円（平成25年7月19日）      (2) 田島税務署申告納付      32,885円（平成25年7月10日）</p> <p>2 過納付分 12,784円      (1) 福島税務署（職員業務課経由）還付請求      10,994円（平成25年7月19日）      (2) 田島税務署還付請求      1,790円（平成25年7月10日）</p> <p>3 本人未還付分 3,210円      (1) 本人への還付処理      3,210円（平成25年7月10日）</p> <p>今後は、チェック体制の強化や月末における未精算額の内容確認などにより再発防止を図るとともに、関係規程に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)